○関東地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
町田市鶴間一丁目一七番七から同市鶴間一丁目一八番一九まで	前	五四・五六～六六・三七（メートル）	〇・〇七三（キロメートル）
	後	五四・五六～六六・三七（メートル）	〇・〇七三（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

○関東地方整備局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	町田市鶴間一丁目一七番四から同市鶴間一丁目一八番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月十四日

○北陸地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十九号、二百四十九号及び三百四号	金沢市大手町三一七番一から同市橋場町一一三番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月十四日

○北陸地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号、四百三号及び四百五十九号	新潟市中央区美の里二六三番四から同市中央区美の里二五六番一二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月十六日

○中部地方整備局告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、静岡県知事と共に都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十四日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　静岡県及び沼津市

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年中部地方整備局告示第百二十三号及び平成十六年静岡県告示第九百二十八号東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道東海道本線

三　事業施行期間　自平成十六年九月十四日（中部地方整備局長が認可した静岡県事業は平成十八年十一月十七日）至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市緑区鳴海町字中汐田一六番一から同市緑区鳴海町字中汐田一七番一まで	前	一六・三三～一六・五九（メートル）	〇・〇三八（キロメートル）
	後	二二・一八～二二・四四（メートル）	〇・〇三八（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
桑名市長島町又木字中田一〇四番二地内	前	一四・一四～一七・七一（メートル）	〇・〇〇六（キロメートル）
	後	一五・八一～一七・七一（メートル）	〇・〇〇六（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
豊田市駒場町向金一七六番二から同市逢妻町四丁目九〇番一二まで	前	A　九・六〇～一〇・六八（メートル） B　一〇・〇〇～一四三・九一（メートル）	A　一四・九六四（キロメートル） B　一二・八〇二（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　九・六〇～一〇・六八（メートル） B　一〇・〇〇～一四三・九一（メートル）	A　一四・九六四（キロメートル） B　一二・八〇二（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所